

働く障害者支援のための連携協定書

宮城県（以下「甲」という。）と公益財団法人日本財団（以下「乙」という。）とは、障害者が、適性や能力に応じて就労し、地域で自立した生活を送り、活躍できる社会を目指して、障害者の就労機会の拡大と工賃向上に係る協働のため、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、障害者の工賃向上等による経済的自立の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 障害者の工賃向上に関すること。
- (2) その他就労機会の確保、経済的自立の促進に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の推進に当たり、次の各号のとおり取り組むとともに、連携事項の詳細について、別途、協議して定めるものとする。

- (1) 甲は、共同受注窓口に対する体制基盤の整備に係る支援を行う。
- (2) 乙は、共同受注窓口を通じた県内障害者施設の受注量拡大に係る仕組みの提供とその構築支援を行う。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから、協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間は、令和7年3月31日を越えないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和2年12月23日

甲 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県知事

村井喜浩

乙 東京都港区赤坂一丁目2番2号
公益財団法人日本財団
理事長

庄形武寿